

目次

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定施術者の変更の届出（同）
- 知事指定薬物の指定（薬務課）
- 道路の供用開始（道路課）
- 土地改良区の定款変更の認可（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（同）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（2件）（同）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

宮城県訓令甲第20号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
[略]	<p>[略]</p> <p>各課長 [略]</p> <p>各総括課長補佐</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 1件<u>200万円</u>未満の物品(知事が別に定めるもの及び工事用資材を除く。)の購入の決定及び当該決定に係る契約の締結その他の支出負担行為(契約課に置かれる総括課長補佐に限る。)</p> <p>8・9 [略]</p>	[略]	<p>[略]</p> <p>各課長 [略]</p> <p>各総括課長補佐</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 1件<u>100万円</u>未満の物品(知事が別に定めるもの及び工事用資材を除く。)の購入の決定及び当該決定に係る契約の締結その他の支出負担行為(契約課に置かれる総括課長補佐に限る。)</p> <p>8・9 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
[略]	<p>出納局出納総務課長 [略]</p> <p>出納局出納管理課長 [略]</p> <p>出納局契約課長</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	[略]	<p>出納局出納総務課長 [略]</p> <p>出納局出納管理課長 [略]</p> <p>出納局契約課長</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

	<p>(1) 1件200万円以上1,500万円未満の物品(知事が別に定めるもの及び工事用資材を除く。)の購入の決定</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 物品に係る契約の締結(購入に係るものにあつては、知事が別に定めるもの及び工事用資材を除き、かつ、1件200万円以上のものに限る。)</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>出納局検査課長 [略]</p>		<p>(1) 1件100万円以上1,500万円未満の物品(知事が別に定めるもの及び工事用資材を除く。)の購入の決定</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 物品に係る契約の締結(購入に係るものにあつては、知事が別に定めるもの及び工事用資材を除き、かつ、1件100万円以上のものに限る。)</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>出納局検査課長 [略]</p>
--	---	--	---

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

宮城県告示第535号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
村上 光典	フレアス在宅マッサージ 仙台青葉区施術所	仙台市青葉区上杉 2-7-6 グレイスフル野邑 201	令和 7 年 5 月 1 日

宮城県告示第536号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
変更前	村上 光典	訪問マッサージうたたね	多賀城市高崎 2-14-2 ボンエルフ 201	令和 7 年 7 月 7 日
変更後		フレアス在宅マッサージ 仙台青葉区施術所	仙台市青葉区上杉 2-7 -6 グレイスフル野邑 201	

宮城県告示第 537 号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年宮城県条例第 69 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 B z - L S D）
- (2) t e r t - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール - 1 - カルボキシレート及びその塩類（通称名：N B o c - D M T、N B - D M T）
- (3) (4 S, 5 S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4 R, 5 R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン及びそれらの塩類
（通称名：4 F - 4 - M A R、4 - f l u o r o - 4 - M e t h y l a m i n o r e x、p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x、4 F - M A R、4 - F P O）

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が生ずる日

令和 7 年 8 月 30 日

宮城県告示第 538 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 8 月 29 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地字町頭 9 番 3 地先から 同市福地字町頭 50 番 9 地先まで	令和 7 年 8 月 29 日

宮城県告示第539号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年8月19日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和7年8月29日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉藤俊雄

宮城県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により、名取土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉 藤 俊 雄

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 8 月 5 日	渡邊 信和	名取市閑上字太子堂 104 番地の 2	理 事

宮城県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和7年8月29日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉藤 俊雄

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和7年7月24日	荒木 さと子	黒川郡大和町鶴巣大平字郷ノ目36番地の1	理事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和7年4月10日	佐々木 周吉	黒川郡大和町鶴巣大平字南一ツ山54番地	理事

宮城県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和7年8月29日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉藤 俊雄

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和7年7月26日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊75番地の1	理事
令和7年7月26日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜2丁目9番地の1	理事
令和7年7月26日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害14番地	理事
令和7年7月26日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字五月田68番地の20	理事
令和7年7月26日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田36番地の1	理事
令和7年7月26日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田16番地の1	理事
令和7年7月26日	渡辺 弘	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地18番地	理事
令和7年7月26日	仁田 ひとえ	宮城県七ヶ浜町花淵浜字上ノ山82番地	理事
令和7年7月26日	星 辰男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷23番地	監事
令和7年7月26日	阿部 真也	宮城県七ヶ浜町笹山15番地の11	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和7年7月25日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊75番地の1	理事
令和7年7月25日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜2丁目9番地の1	理事
令和7年7月25日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害14番地	理事
令和7年7月25日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花淵浜字五月田68番地の20	理事
令和7年7月25日	米 善蔵	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田36番地の1	理事
令和7年7月25日	伊藤 新一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田16番地の1	理事
令和7年7月25日	渡辺 弘	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地18番地	理事
令和7年7月25日	星 辰男	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷23番地	理事
令和7年7月25日	阿部 真也	宮城県七ヶ浜町笹山15番地の11	監事
令和7年7月25日	斎藤 庄英	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田6番地の4	監事

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目 5 番 13 号	令和 7 年 8 月 1 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
東塩釜調剤薬局	塩竈市藤倉三丁目 6-1-1	令和 7 年 8 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	廃止年月日
やまと在宅診療所名取	名取市大手町一丁目 1 番地 22 NNハイツ 1 号室	令和 7 年 6 月 30 日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドレッジ 大街道東店	石巻市大街道東四丁目 3 - 61	令和 7 年 7 月 9 日
東塩釜調剤薬局	塩竈市藤倉三丁目 6 - 1	令和 7 年 8 月 3 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年8月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
工作機械ほか 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 宮城県立仙台高等技術専門校 1号館
(宮城県仙台市宮城野区田子1丁目4-1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335)へ令和7年9月12日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022—211—3333)

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年9月12日(金)まで(2)あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年9月12日(金)午前9時から令和7年9月24日(水)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年9月24日(水)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年9月26日(金)午前9時から令和7年10月7日(火)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年10月7日(火)午後5時

(1) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年10月8日（水）午前10時

宮城県行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of the Items to be Procured: Machine tools, etc. (1 set)

2. Deadline for Delivery: February 26, 2027 (Fri.)

3. Place of Delivery: Miyagi Prefectural Sendai Technical College Building No. 1

4. Deadline for Bid Submission: October 7, 2025 (Tue.), 5:00 P.M.

5. Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division,
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. Language and Currency Used in Contract Procedure: Japanese and Japanese yen only.